

する謂ゆる「意見書」なるものが發表されるに至つて、遂に表面化することとなつた。而してこの意見書なるもの内容は、一面に於ては大衆黨の活動不足を批判して黨の反省を求めたるものであつたが結論に於ては

「政権獲得は大衆の聲明を以て終るべきではない、資本家政權のあらゆる條件を現実に認識し、その不安定を益々擴大せしむる爲に打當反機會に乗じ、大衆的指導力をもつて國民的に、國家的に深刻なる闘争を展開せしむべきである。云々」

と稱し、明白なるフアツシヨ的見地より黨に對して「運動方針を根底より改革」すべきことを要求したものであつた。而してこの意見書が一度公表されるや、恰かもそれが全國労働の政治的意見として提出されたかの如くに一般に宣傳されたのであつたが、もとより我が同盟は如何なる機關に於てもかゝる意見書の如きものを協議決定したことはなく、それは只黨本部役員を兼ねる今村君等の個人の政治的意見として黨の運動方針に對する意見として提出されたのであつた。勿論、大衆的團體の責任ある役員に於ては組合の統制上許さる格に於てもかくの如き舉に出づることは組合の統制上許さるべきことではないが、我等は當時の特殊な事情を考慮し、政治的意見の相違によつて我が同盟に動搖を來すことを極力防止するためには、本問題は一應全國労働大衆黨の問題として餘りに問題としての態度を決定することが同盟として最善の途であると思つたので、三月十三日附常任執行委員會の名

で、右の同盟研究會なるものは、名を研究に著ると雖もその實際は明らかに國家社會主義運動の樹立準備の一過程であると思はれるものであり、望月、白鳥の兩君の如きは組合の内部に於て自己の政治的意見を宣傳し、「全國労働はこの際政治的意見（政黨支持）を自由にすべし」との意見を宣傳し、實質的に全國労働の従來の方針たる全國労働大衆黨支持の方針を變更放棄すべしとの意見を宣傳し、更に進んで卑劣なる陰謀的策動を開始したのである。これに對しては我が關東合同労働組合は右の兩君を組合の統制を紊るものとして斷乎として除名處分に附するに至つた。事故に至つては、我が同盟としても、内部統制の必要上、一日も本問題を放置し得ざる情勢に迫られ、五月四、五日の第六回中央委員會に於て本問題の最後の決定をなしたのである。

(ハ) 同盟の態度決定

第六回中央委員會に於ては、本問題は「政黨に關する件」として討議されたのであるが、討議に入るに先だちて大矢議長より「本問題に關しては本中央委員會が如何なる決定をなすとも全委員はその決定を守り一致協力して全國労働の統制保持と擴大強化のために努力すべし」と提議あり、これを満場一致申合せたのである。

かくて議事に入るや大矢君より、今後全國労働は政黨支持を自由とすべしとの提議あり、その要旨は

をもつて緊急通達を發し、政治的意見の相違を全國労働内部に持込み對立を來すが如き事のないやうに極力自重すべきことを加各組合に指令したのである。（全國労働新聞第三七號参照）

然るに一方三月二十四日に開催された全國労働大衆黨の中央執行委員會に於ては、フアツシヨ粉砕闘争に關する件を絶對多數にて可決し、國家社會主義運動の權限に對しては、「その本質は國家資本主義である所のフアツシヨに合流するものである」と規定し、その粉砕闘争に進むべきことを決定し今村君等によつて提出された意見書に對しても中央執行委員會は反對なることを明らかにした。

(ロ) 時局研究會問題

かくの如く、我が同盟の支持する全國労働大衆黨の態度が明確に決定された以上、我が同盟もこれに準じて本問題に最後の決定を下すべき必要に迫られた。然るにその後周囲の事情は急速に變化した。即ち昨年以來社會民衆黨内に於て同盟のフアツシヨ化を主張した赤松派は、四月十五日の同盟擴大中央委員會に於て敗れるや、直ちに同黨の小市民層と農民層の一部をひきつれて脱退し、國家社會主義政黨の樹立に進むべきことを聲明した。而して、これと同時に組織された時局研究會なるものには、我同盟の内部より、今村、藤岡、安藤、熊本、大矢、山下、望月、白鳥、森等の諸君が赤松一派と共に發起人として名を連ねるに至つた。事故に至つては、單に問題は内部に於ける政治的意見の相違たるに止まらず、

この同盟研究會は全國労働大衆黨の支持を放棄し、政黨支持を組合として自由にする、即ち黨に對しては各個人がいつれの政黨に加入するも自由なること、而して今後は組合の機關に於ては政黨の問題は一切取扱はぬことにする。

にといふのであつて、この提案を中心にして討議は進められたが、従來の全國労働の階級的方針を守らんとする委員の意見は、必要はない、黨に我々自身が結成してあるものであるから、若し現在の黨に對して不満があつても内部よりそれを直すことに努力すべきであり、政黨支持を組合員個人の自由としては組合内部の統制が絕對に保つことが出来ない」といふのであつた。その他全國労働はこの際一切の政治運動より退却すべしとの意見もあつたが、結局採決の結果は、じ票（菊川、茅野、小松原、高橋、鈴木、井上、山口）對六票（大矢、上條、今村、熊本、安藤、山下）にて、政黨支持自由案は否決され、同盟の政治方針は従來と毫も變更なきことに決定したのである。

而して前記の「時局研究會」に参加せる諸君の統制問題に關しては前述の中合せもあり、又本問題の討議中に於て大矢熊本の委員よりは「時局研究會は單なる研究の機關として参加したに過ぎない」との聲明があり、藤岡委員よりは「全國労働のためには時局研究會より手を引くことも辭せぬ」との聲明があつたので、中央委員會としては、特に統制問題としてこれを扱はず、各委員の自重と協力を依頼し、左の如く聲明書を發表して本問題の討議を終へたのである。